

みんなであつくる

みどり豊かな 世田谷

みどりの資源調査概要版



あなたができる 「みどりUp」 活動

世田谷区では、「みどり」とみずの基本計画」に基づいて、みどりを守り、育て、増やす取り組みをしています。あなたができる「みどりUp」の活動を応援する制度などをご紹介します。

みどりを育てよう

花づくりの協定

「3名以上のグループ」と「世田谷区」が協定を結び、歩道や公園などでの花による緑化を推進する制度です。花苗などの提供を年2回受けることができます。現在183カ所での活動があります。



みどり政策課 公園緑地課

公園管理協定

公園・緑道などの維持管理活動に意欲のある「地域の団体」と「世田谷区」が協定を結び、地域の方々と行政と一緒に公園の維持管理を行うボランティア活動の制度です。現在183カ所の公園にて地域のみなさんによる管理活動がされています。

公園緑地課

みどりを学ぶ

ガーデニングフェア

区内の造園会社を中心とした実行委員会主催の緑化イベントです。見本庭園などの緑化事例を見られるほか、プロの指導を受けながら、図面から実際の庭づくりにチャレンジする「庭づくり実践講習会」、季節の花苗で寄せ植えをつくる「コンテナ&ハンギング講習会」などが学べます。



みどり政策課

みどりを増やそう

生垣・花壇造成、シンボルツリー、 屋上・壁面緑化助成

道路沿いを新たに生垣・花壇・シンボルツリーで緑化する場合や、建物の屋上や壁面を緑化する場合に、その費用の一部を助成します。助成内容や条件については、事前にご相談ください。



みどり政策課

みどりを守ろう

特別緑地保全地区

動植物の生息地・生育地など、都市に残る緑地の保全を目的とした制度です。現在、「成城みつ池」「経堂五丁目」「烏山弁天池」の3カ所が指定されています。



みどり政策課

保存樹木・樹林地の指定

永い時間をかけて育てられ、街のシンボルとなるような樹木や樹林地を「保存樹木・樹林地」として指定し、維持管理の一部を区が支援する制度です。

みどり政策課

市民緑地・小さな森

「市民緑地」は、300㎡以上の民有の屋敷林など樹林地を守り、地域の人々に公開する制度です。「世田谷トラストまちづくり」が維持管理し、土地所有者は固定資産税等の減免が受けられます。50㎡以上の庭などを公開する「小さな森」制度もあります。

財団法人 世田谷トラストまちづくり

世田谷区みどりのトラスト基金

みなさんの寄附金を「公園緑地の取得」「民間の緑化活動の推進」「公共施設の緑化」などに活用しています。金額に応じ税額控除を受けることもできます。

みどり政策課

世田谷区の取り組み

農地保全方針

農地の減少を抑制するために、7カ所の農地保全重点地区を指定し、指定した地区毎の特性に応じて、区による農地取得を含む農地等の保全策を講じ、農地保全の取り組みを具体的に進めています。

緑化地域制度

都市の緑化を促進するため、建築に伴い敷地の一定割合の緑化を義務付ける制度で、他区に先駆けて導入しています。また、条例に基づく「みどりの計画書」の届出により、質の高い緑化の実施を指導しています。



みんなであつくる
みどりを
もっと
増やそう!!

みどり政策課 ☎5432-2281 ☎5432-3083
公園緑地課 ☎5432-2295 ☎5432-3083
(財)世田谷トラスト ☎6407-3311 ☎6407-3319
まちづくり

発行 平成25年1月
世田谷区 みどりとみず政策担当部 みどり政策課
<http://www.city.setagaya.lg.jp/>



世田谷のみどりは、 今どうなっているのかな？



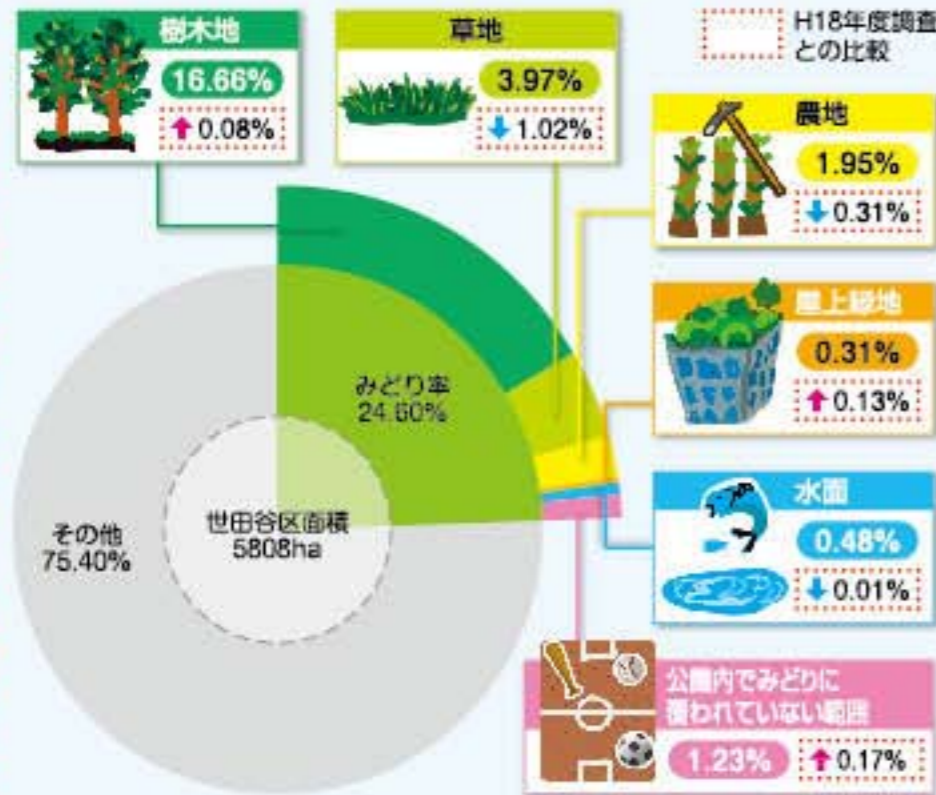
どんな
みどりが
減っているん
だろう？

羽根木公園7つ分の広さのみどりが減っています
世田谷区のみどり(みどり率)は、平成18年度の
前回調査と比較して、0.96%=約56ha減ってい
ます。数字を見てもピンとこないかも知れませ
んが、羽根木公園の面積(約7.97ha)7倍以上のみ
どりがなくなっていることとなります。公共用地
のみどりは増え、民有地のみどりが減少しました。



前回調査と比較してみましょう

「草地」や「農地」が宅地化されて減少し、
「屋上緑地」や「樹木地」が増したことがわかります。



※みどり率とは、「樹木地」「草地」「農地」「屋上緑地」「水面」「公園内でみどりに覆われていない範囲」の合計面積が、区の全面積に占める割合のことです。(空から見た調査から導き出すので、壁面緑化はカウントされていません)

町丁別みどり率も見てみましょう

町丁別のみどり率をみると、砧地域や烏山地域のみどりが多いです。また、斜面地(国分寺産線)沿いのみどりが豊かであることがわかります。



世田谷のみどり

世田谷区では、区内のみどりの状況を把握するために、定期的に「みどりの資源調査」を行っています。「地域毎のみどり」「まとまりのあるみどり」「建物と共存するみどり」がどれくらいあるかを調べ、過去と見比べることで、今後の取り組みの方向性が見えてきます。平成23年度調査の中から、いくつかのデータをご紹介します。



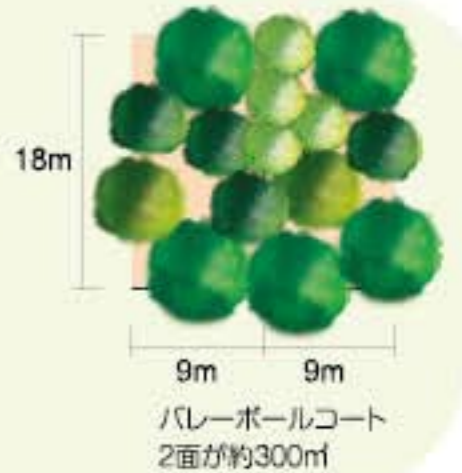
地域の歴史を伝える「みどり」



樹林地は、1つあればいい訳ではなく、点在してつながっていくことが大事なんだ

まとまりのある樹林地・大きな樹木

空から見た時に樹冠が300㎡以上つながっている樹林地を、「まとまりのある樹林地」としました。前回調査から4.6ha減って、4,249ヶ所、469.11haです。幹周りが120cm以上の大きな樹木も44,638本あります。これらは古くから大切に守られてきたみどりです。



「みどり」を増やせる身近な場所

自宅でもできること

「草地」や「農地」が宅地化されてみどりが減っています。世田谷のみどりを守るには、大規模な樹林地だけでなく、身近な場所での緑化が必要です。支援もありますので、ぜひ取り組んでみてください。(裏面参照)



屋上緑地+壁面緑化+緑のカーテン



羽根木公園 x3

屋上緑地・壁面緑化

屋上緑地の面積は18.08ha、壁面緑化や緑のカーテンの面積は3.84haです。これらを合計した面積21.92haは、羽根木公園(約7.97ha)の約3倍にもなります。

道路沿いのみどり

世田谷の道路沿いの敷地のうち、37.1%(1,210.3km)が緑化されています。



緑のカーテンはベランダでもできるよ、やってみよう!!



世田谷区内でも、場所によってみどりの量が違うんだね。

